

田原市マンション管理適正化支援法人の登録に関する審査基準等

（趣旨）

第1条 この審査基準等は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準及び第6条の処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるものとする。

（支援法人の登録）

第2条 市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、支援法人の登録を行わないこととする。

（標準処理期間）

第3条 支援法人の登録に関する標準処理期間は、申請があった日から14日とする。

附 則

この審査基準は、令和7年1月28日から施行する。